

作 業 環 境 調 査

動 向

労働災害防止計画5ヵ年計画(平成15年3月公示)がスタートした。粉じん関係では、特定粉じん作業に該当しないアーク溶接が職業性疾病予防対策の重点課題のひとつに挙げられた。化学物質関係では、未規制物質による健康障害を未然に防止するために、リスクアセスメントを実施することにより、自律的な化学物質の管理を促進することが課題となっている。

事務所関係では、職場における喫煙対策のガイドラインが更新されるなど、事務所環境の快適化への取組みが求められている。

職域以外では、平成14年2月に学校環境衛生の基準が大幅に改定され、学校などでホルムアルデヒドやトルエンなどの揮発性有機化合物の測定が開始された。

当会では、法定測定以外の項目についても受託できるように、作業場内の有害要因の把握に努めるとともに、測定手法の改良や内部体勢を強化してきている。

結 果

年度別および有害要因別の事業場数、単位作業場所数および測定数を表1、2に示した。事業場数及び単位作業場所延数は昨年に比べて若干増加しており、測定延数は約15%増加している。このことは、学校などでシックハウス原因物質とされるホルムアルデヒドやトルエンなどの揮発性有機化合物の測定依頼が増えたためと考えられる。有害要因別の単位作業場所延数では粉じんと有機溶剤で約70%を占め、続いて騒音が約15%、特化物と鉛は約10%と少なかった。近年、有害業務の縮小や移転などが進み、特化物や鉛の測定数の減少に影響しているものと思われる。

業種・規模別の調査実施事業場数を表3に示す。調査を実施した132事業場のうち大半は、継続して調査を実施している事業場で占められ、業種による大きな偏りもなく分布している。規模別の内訳をみると50人未満の小規模事業場は43件(33%)と最も多く、50～99人規模の事業場は33件(25%)となり、小・中規模事業場で約6割を占めている。

有害要因別の作業環境管理区分の内訳を表4、5に示す。評価を行っている単位作業場所1,508ヵ所のうち、第1管理区分が1,227ヵ所(81%)、第2管理区分が139ヵ所(9%)、および第3管理区分が

142ヵ所(9%)であった。第3管理区分の内訳では、依然と騒音が全体の約8割弱と多く、有害物関係ではダイオキシン類と特化物のエチレンオキシドが続いている。また、第3管理区分の単位作業場所数は昭和63年の法改正以来、有害物では年々減少傾向を示し、環境改善が着実に進展していたが、表6に示すように最近3年間の作業環境管理区分の推移をみると、その傾向は鈍化してきている。

改善指導の実施状況

調査結果に基づく改善指導の実施状況(第2、第3管理区分)を表7に示す。有害物の測定結果に対する改善指導では、保護具の着用など作業管理対策が98件(42%)と最も多くなっている。次いで、局排の設置・改良など環境技術的対策に関する指導が75件(32%)と続いているが、これは局排の未設置や不備などが作業環境の良否に大きく関わっているためである。騒音については環境改善の難しさから、指導提案が改善に結び付かないのが現状であり、保護具の着用と衛生教育などの指導項目が257件(69%)と大半を占めている。

局所排気装置の定期自主検査および暴露測定の実施状況

局排の定期自主検査は表8に示すように、延べ29事業場の136のダクト系統について実施している。フードの開口面における吸引風速の適合率は有機則に該当するもので6割弱に留まり、吸引不足の局排フードが依然と多いことを示している。局排の定期自主検査は一年以内に一回以上実施することが義務づけられているが、検査が継続して実施されている事業場は必ずしも多くないことから、今後さらに作業環境測定と一体とした本検査の勧奨を図る必要があると思われる。

個人暴露測定の実施状況は表9に示すとおりである。有害要因別では、粉じんの測定数は101件(85%)が最も多く、続いて騒音が17件(14%)の順となっている。個人暴露測定の実施数は通常の作業環境測定に比べて少ないことから、今後さらに普及、定着を図る必要があると思われる。

関係の集計表は116頁に掲載